

通勤認定の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
住宅まちづくり部まちづくり戦略室	<p>職員に対し、他に最も経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="409 573 1249 730"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年4月から 令和3年3月まで</td> <td>334,700円</td> <td>330,160円</td> <td>4,540円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	令和2年4月から 令和3年3月まで	334,700円	330,160円	4,540円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員については、適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。 また、過払いとなっていた通勤手当については、戻入を行った。</p> <p>検出事項が発生した原因については、最も経済的かつ合理的な経路があることを確認していたが、認定時に処理を誤ったことによるものである。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、所属職員に通勤認定の要件等について徹底するとともに、チェックリストの活用など、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
令和2年4月から 令和3年3月まで	334,700円	330,160円	4,540円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月17日）